



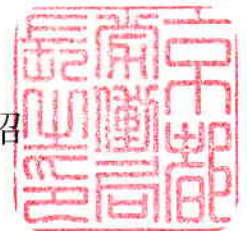
京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示

京都労働局一般公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、京都府における下記の最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、京都府の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、別紙「京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会候補者の推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成29年7月24日

京都労働局長 高井 吉昭



記

京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

京都府各種商品小売業最低賃金

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員候補者の推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、京都府の区域内で「金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業」、「各種商品小売業」若しくは「自動車（新車）小売業」を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、京都府の区域内で「金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業」、「各種商品小売業」若しくは「自動車（新車）小売業」を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別添様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成29年8月14日（月）

(3) 推薦書の提出先

京都労働局 労働基準部 賃金室（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地）

別添 1
平成 年 月 日

京 都 労 働 局 長
高 井 吉 昭 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名 ⑩

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会の { 労働者代表 / 使用者代表 } 委員
の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

京 都 労 働 局 長
高 井 吉 昭 殿

平成 年 月 日

氏 名 ®

私は、京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員
に任命されましたときは、就任することを内諾します。